

にいがた市民大学講座実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「にいがた市民大学」実施要綱（以下「実施要綱」という。）第10条の定めるところにより、にいがた市民大学講座の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(講座選定)

第2条 実施要綱第5条に定める講座の決定に際しては、教育委員会がにいがた市民大学運営委員会（以下「運営委員会」という。）の意見を聞いて、これを行うものとする。

(講座コース)

第3条 講座実施に際しては、以下の講座コースを設定するものとする。

- (1) 現代の社会問題：現代社会が持つ今日的テーマについて多面的に学び考える。
- (2) 人間理解：人間の本質や人文科学的な事柄について学び考える。
- (3) 新潟学：新潟という地域を理解し、これからの新潟について学び考える。
- (4) 生命・自然科学：生命、自然現象や科学技術などの事柄について学び考える。

2 前項に関わらず、特別な事由がある場合、教育委員会は、運営委員会の意見を聞いて、講座コースを変更することができる。

(講座実施形態)

第4条 講座実施に際しては、以下の形態で行うものとする。

- (1) 基本講座：実施要綱第3条第6項により依頼された講座コーディネーターの企画に基づき、実施する講座（複数講座）
- (2) 市民提案講座：にいがた市民大学市民提案講座実施要領により実施する講座（1講座又は複数講座）
- (3) 大学コンソーシアム連携講座：にいがた市民大学「大学コンソーシアム連携講座」実施要領により実施する講座（1講座）

2 前項に関わらず、特別な事由がある場合、教育委員会は、運営委員会の意見を聞いて、講座実施形態を変更することができる。

(講座実施期間)

第5条 講座実施に際しては、以下のとおり1年を2期に分けて実施する。

- (1) 前期：5月～8月
- (2) 後期：10月～翌年2月

2 前項に関わらず、特別な事由がある場合、教育委員会は、運営委員会の意見を聞いて、

講座実施期間を変更することができる。

(学習形式、回数)

第6条 講座実施に際しては、以下の形式、回数で行うものとする。

- (1) 前期：講義形式 10回
- (2) 後期：ゼミナール形式 10回

2 前項に関わらず、特別な事由がある場合、教育委員会は、運営委員会の意見を聞いて、学習形式、回数を変更することができる。

(開設時間)

第7条 講義1回の時間は2時間として行うものとする。ただし、体験学習、現地学習を行う場合は、この限りではない。

2 前項に関わらず、特別な事由がある場合、教育委員会は、運営委員会の意見を聞いて、開設時間を変更することができる。

(修了の認定)

第8条 前期講座については、各講座につき出席回数が70%以上のものに対し、後期講座については、各講座につき出席回数が70%以上かつ修了レポート提出又は学習成果の発表を行ったものに対し、学長が修了者として認定する。その際、修了者に対して修了証書を交付することができる。

2 講座の目的、趣旨、内容等と照らして、前項によることが適当でないとする場合、教育委員会は、講座コーディネーターがいる場合は協議し、別の基準をもって認定することができる。

(単位の認定)

第9条 前条の規定により講座を修了したものに対し、各講座につき1単位を取得したもののとして、学長が認定する。

2 単位の取得に際しては、以下の学位を学長が認定のうえ、希望者に対して学位認定証を交付することができる。

- (1) にいがた市民大学学士：5単位（前期のみ、もしくは後期ゼミを含む）
- (2) にいがた市民大学修士：10単位（うち2単位は後期ゼミを含む）
- (3) にいがた市民大学博士：15単位（うち3単位は後期ゼミを含む）

3 前項に規定する学位認定証の交付希望者は、にいがた市民大学学位認定申込書（別記様式第1号）を学長に提出するものとする。

(受講料)

第10条 受講料は、前期（10回）10,000円、後期（10回）10,000円と

する。ただし、講座内容によって講義の回数が異なる場合は、講義1回につき1,000円として換算し、受講料を別に定めることができる。

- 2 前項に関わらず、特別な事由がある場合、教育委員会は、運営委員会の意見を聞いて、受講料を別に定めることができる。

(受講の応募及び受講者の決定)

第11条 受講の応募から受講の決定までの流れは、以下とする。

- (1) 原則として前期は、おおむね2ヶ月前から、後期については、各前期講座の7回目の回から、受講者の募集を開始する。
- (2) 応募期間は原則として、前期講座は応募開始から概ね1ヶ月間、後期講座は前期講座の終了回までの間に定める。
- (3) 当該講座の応募が募集定員に達しない場合は、各講座の開講日前に応募の締切日を設定し、追加募集を行うことができる。
- (4) 受講者の決定は、応募期間終了後に行うものとする。その際、応募が募集定員内の場合は、応募者全員を受講者として決定し、募集定員を超過する場合は、講座コーディネーターと協議し、必要に応じて抽選により決定する。
- (5) 追加募集を行った際、追加募集期間で定員に達した場合は、追加応募者の中で抽選を行い、受講者を決定する。
- (6) 受講者を決定したときは、速やかに文書等で受講決定を通知する。
- (7) 受講者が欠席する場合の代理受講は認めない。

(受講料の徴収等)

第12条 受講料の徴収は、前納制とし、支払い方法及び納入期限については、教育委員会が予め指定することができる。

- 2 レジュメを除くテキスト代、現地学習の際の施設見学入場料等については、別途受講者の負担とする。

(受講者の確定)

第13条 受講者の確定は、受講料の収受確認をもって確定する。

(受講料の還付)

第14条 すでに納入した受講料は、原則として、これを還付しない。ただし、次の各号の一つに該当するときは、この限りでない。

- (1) 転居や病気等により、受講が困難なとき。
- (2) 講座の開講を中止したとき
- (3) その他特にやむをえない事情により、教育委員会が還付することが適当と認め

たとき。

- 2 前項による還付は、開講前の場合に適用し、開講後はいかなる理由においても還付しない。

(講師謝礼)

第15条 講師への謝礼については、市民大学講師謝礼等基準に基づき、支払うものとする。

(事務局)

第16条 にいがた市民大学講座の実施に関わる事務は、にいがた市民大学事務局（新潟市生涯学習センター）においてこれを行う。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、にいがた市民大学講座の実施に必要な事項については、教育委員会が運営委員会の意見を聞いて、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要領による改正後の新潟市民大学講座実施要領第9条第3項に規定する新潟市民大学学位認定証の申込みに関し必要な行為は、この要領の施行前においても、行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の第9条第3項の規定は、平成24年度以後に新潟市民大学において実施した講座を修了した者から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

にいがた市民大学学位認定申込書

年 月 日

（あて先）にいがた市民大学 学長

次のとおり、にいがた市民大学学位の認定を申し込みます。

1. 認定を希望する学位（希望する学位のチェック欄に☑を記入してください。）

チェック欄	学位	必要単位数
	にいがた市民大学学士	5単位（前期のみ、もしくは後期を含む）
	にいがた市民大学修士	10単位（うち2単位は後期を含む）
	にいがた市民大学博士	15単位（うち3単位は後期を含む）

2. 申込者の氏名等

（フリガナ）				
氏 名				
住 所	〒			
電話番号	—			
取得単位	前期	単位	後期	単位

3. 学位認定者のご紹介

今回学位を認定されたことを、にいがた市民大学ホームページや、にいがた市民大学募集案内でご紹介させていただく予定（希望者のみ）です。ご紹介の可否について、お聞かせください。

◆お名前のご紹介（可 ・ 不可）

ペンネーム希望（10字以内）



()